

朝霞市行政情報デジタル化推進方針
(素案)

令和4年8月

朝霞市

目次

1	策定の趣旨	1
2	位置付け	1
3	行政情報デジタル化推進方針	2
	（1）行政手続のオンライン化	3
	（2）自治体情報システムの標準化・共通化	5
	（3）BPRの促進（AI・RPAの利用推進）	6
	（4）テレワーク環境の整備検討	6
4	推進体制	7
	（1）業務主管課	8
	（2）デジタル化推進員	8
	（3）デジタル推進課	8
	（4）職員	8
	【用語集】	9

1 策定の趣旨

近年、人口減少、少子高齢化などの課題が顕在化する中で、新型コロナウイルス感染症対応において、行政におけるデジタル化の遅れ・課題が顕著となりました。また、地方自治体においても多様化・複雑化する市民ニーズに対応しつつ、将来にわたって継続して行政サービスを提供することが求められており、行政情報のデジタル化による業務の効率化や自動化、省力化は喫緊の課題です。

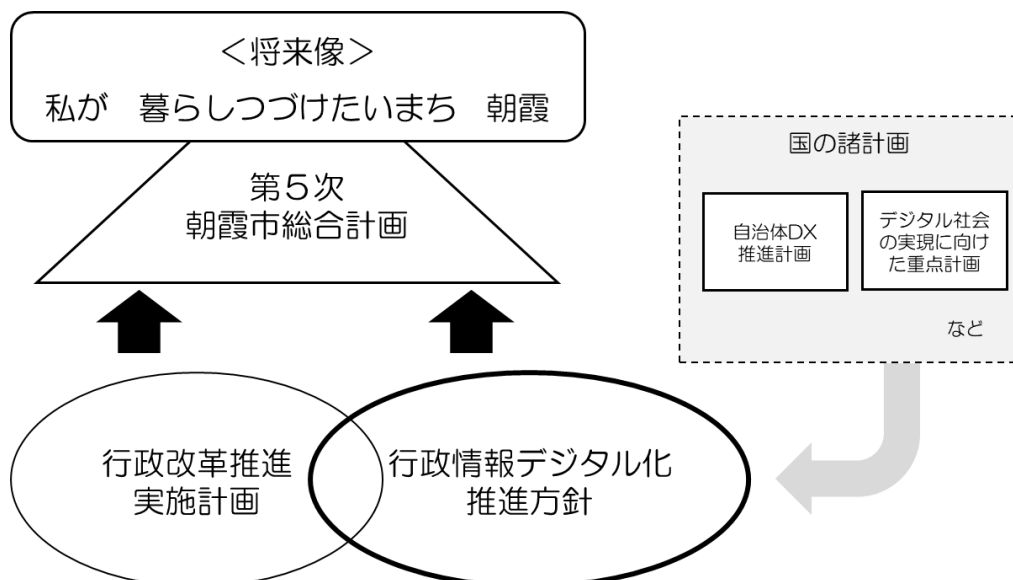
本方針は、オンライン化やAI・RPA等のデジタル技術を活用することにより、市民の利便性の向上を目指すとともに、市職員が行政情報のデジタル化の必要性を認識し、限られた予算や人的資源を効果的に活用して効率的な行政運営をすることで、第5次朝霞市総合計画に掲げる将来像「私が暮らしつづけたいまち 朝霞」の実現に向けた施策を推進するため、策定するものです。

2 位置付け

第5次朝霞市総合計画の下、朝霞市行政改革推進実施計画や「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」等の国の各種計画を踏まえ、本方針を次のとおり位置付けます。

今後は、社会情勢や各施策の取組状況等を踏まえ、在り方を含めて見直しを検討するとともに、必要に応じて適宜、改訂等を行います。

- (1) 第5次朝霞市総合計画に掲げる将来像「私が暮らしつづけたいまち 朝霞」を実現する方策として、朝霞市行政改革推進実施計画とともに本方針を位置付けます。
- (2) 国の「デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和4年6月7日閣議決定）」が示す施策等を踏まえた内容とします。



3 行政情報デジタル化推進方針

市民サービスの向上や業務の効率化等においてデジタル技術を活用した課題解決を図るため、国が策定した「自治体DX推進計画」の重点取組事項を踏まえ、主に行政情報のデジタル化に係る4つの事項を、先行して重点的に取り組む推進方針の柱とします。各取組の推進に当たっては、デジタルデバイドを考慮したデジタル環境の整備に努めます。

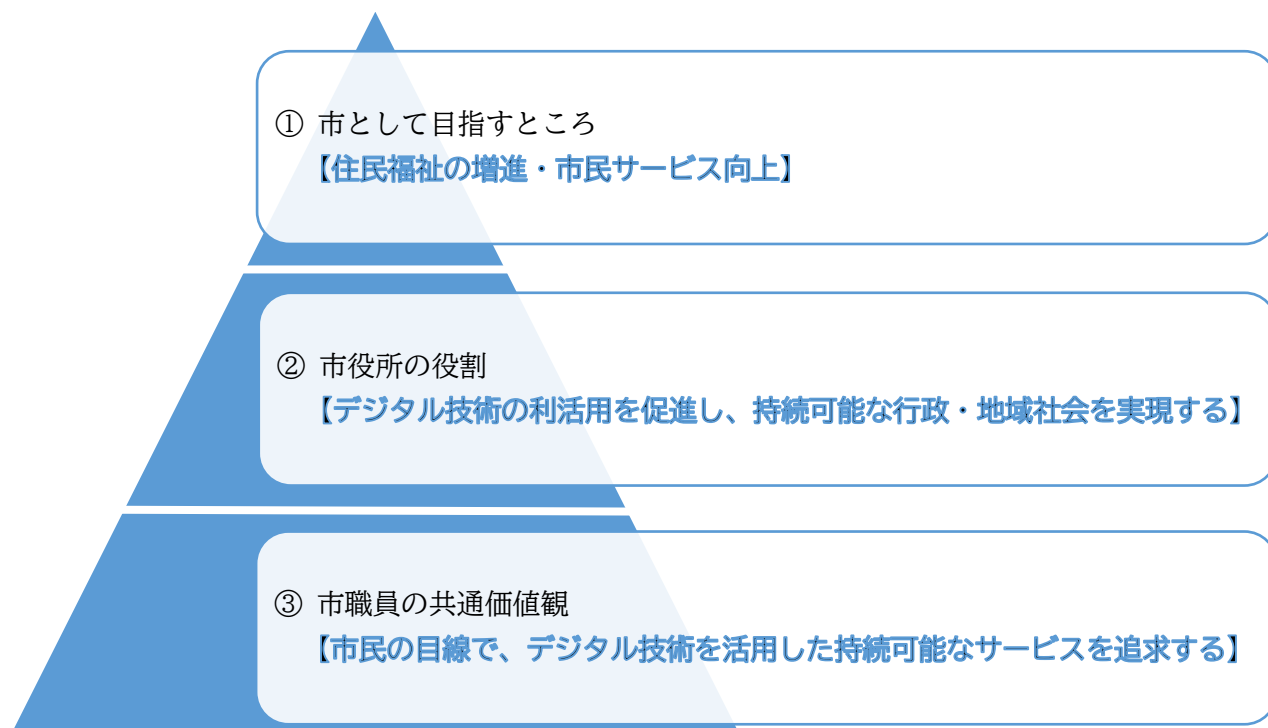
本市の重点取組事項は、国から各自治体に求められている事務であり、市民サービス向上の基礎となる行政情報のデジタル化の取組を中心に整理しています。

業務効率化により生まれた人的資源は、デジタル技術による代替が難しく、職員による応対や柔軟な判断を必要とする相談・企画等の非定型的な業務にあてることなどで、市民サービスの向上を図ることも可能になっていきます。

【本市の重点取組事項】

- (1) 行政手続のオンライン化
- (2) 自治体情報システムの標準化・共通化
- (3) BPRの促進（AI・RPAの利用推進）
- (4) テレワーク環境の整備検討

【デジタル化により目指す姿】



(1) 行政手続のオンライン化




国は、デジタル化による利便性の向上を国民が早期に享受できるよう、令和4年度末を目指して、「原則、全自治体で、特に国民の利便性向上に資する手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能にする。」としています。

本市では、国が「特に国民の利便性向上に資する手続」としている子育て関係（15手続）と介護関係（11手続）の26手続について、国の仕様に準拠した仕組みによる「ぴったりサービス」活用を目指します。

子育て関係（15手続）	
児童手当関係	① 児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求
	② 児童手当等の額の改定の請求及び届出
	③ 氏名変更/住所変更等の届出
	④ 受給事由消滅の届出
	⑤ 未支払の児童手当等の請求
	⑥ 児童手当等に係る寄附の申出
	⑦ 児童手当に係る寄附変更等の申出
	⑧ 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出
	⑨ 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出
	⑩ 児童手当等の現況届
保育関係	⑪ 支給認定の申請
	⑫ 保育施設等の利用申込
	⑬ 保育施設等の現況届
児童扶養手当関係	⑭ 児童扶養手当の現況届の事前送信
妊娠・出産関係	⑮ 妊娠の届出

介護関係（11 手続）	
介護認定・給付関係	① 要介護・要支援認定の申請
	② 要介護・要支援更新認定の申請
	③ 要介護・要支援状態区分変更認定の申請
	④ 居住（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出
	⑤ 介護保険負担割合証の再交付申請
	⑥ 被保険者証の再交付申請
	⑦ 高額介護（予防）サービス費の支給申請
	⑧ 介護保険負担限度額認定申請
	⑨ 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請
	⑩ 居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請
	⑪ 住所移転後の要介護・要支援認定申請

【行政手続のオンライン化の取組】

実施項目	年度				実施主体
	R 4	R 5	R 6	R 7	
各部署との調整・検討					政策企画課 デジタル推進課 業務主管課
システム環境の検討・整備					
オンライン化					

※ 行政手続のオンライン化については、自治体情報システムの標準化・共通化や国のガバメントクラウドの整備状況を見据えたシステム環境の検討・整備が求められることを踏まえ、適宜、実施時期の見直しを検討します。

※ 国は、上記以外の手続について、当面の間、「既存の汎用的電子申請システムによる対応も可能とする。」としており、現行の電子申請については、引き続き活用するとともに、必要に応じて拡充等を検討します。

(2) 自治体情報システムの標準化・共通化

国は、自治体情報システムの標準化・共通化についての目標時期を令和7年度とした上で、「一定の期間の中で実現するには、早期から全庁的・横断的な推進体制を整え、現行のシステムの調査や、スケジュール策定をはじめとして計画的な導入に向けた検討を行うことが求められる。」としています。

本市では、平成30年度に住民情報システムの更改を実施しており、令和5年度で契約期間の満了を迎えます。今後発生する移行業務の対応において、現行の住民情報システムにおける機能要件等を調査しながら、国が示す標準仕様に準拠したシステムへの移行を進めていく必要があります。

これらのことから、国が求める令和7年度までに、標準仕様に準拠した新たなシステムの導入とガバメントクラウドへの移行を計画的に進めていきます。

対象となる情報システム（20業務システム）		
① 住民基本台帳	② 固定資産税	③ 個人住民税
④ 法人住民税	⑤ 軽自動車税	⑥ 国民健康保険
⑦ 国民年金	⑧ 障害福祉	⑨ 後期高齢者医療
⑩ 介護保険	⑪ 児童手当	⑫ 児童扶養手当
⑬ 子ども・子育て支援	⑭ 就学	⑮ 生活保護
⑯ 健康管理	⑰ 選挙人名簿管理	⑱ 戸籍
⑲ 戸籍の附票	⑳ 印鑑登録	

【自治体情報システムの標準化・共通化の取組】

実施項目	年度				実施主体
	R 4	R 5	R 6	R 7	
現状分析・検討					デジタル推進課 業務主管課
移行計画仕様書等策定					
標準準拠システム移行					
ガバメントクラウド移行					
運用テスト・研修等					

(3) BPRの促進（AI・RPAの利用推進）

国が開催した「自治体戦略2040構想研究会」の第二次報告では、労働力（特に若年労働力）の絶対量が不足する中で、「自治体のあり方は、人口縮減時代のパラダイムへ転換しなければならない」と問題提起しています。そして、新たな自治体行政の基本的考え方の一つとして、AIやロボティクスといった革新的な技術を徹底的に使いこなす「スマート自治体への転換」を提言しています。

本市では、AI・RPAに適する定型的な業務と、職員による応対や柔軟な判断を必要とする相談・企画等の非定型的な業務を見極めるとともに、先進自治体の取組事例などを調査・研究していきます。

※ 取組事例：AI-OCR、キャッシュレス決済、電子決裁、GIS など

【BPRの促進（AI・RPAの利用推進）の取組】

実施項目	年度				実施主体
	R4	R5	R6	R7	
対象業務の調査・検討	▶				デジタル推進課 業務主管課
先進自治体調査	▶				
実証実験・導入・検証		▶			

(4) テレワーク環境の整備検討

国では、テレワークを「働く時間や場所を柔軟に活用できる働き方であるテレワークは、働き方を変えるばかりでなく、人々の日常生活における時間の使い方に大きな変化をもたらすものであり、その更なる導入・定着は不可欠である。」とし、推進を図っています。

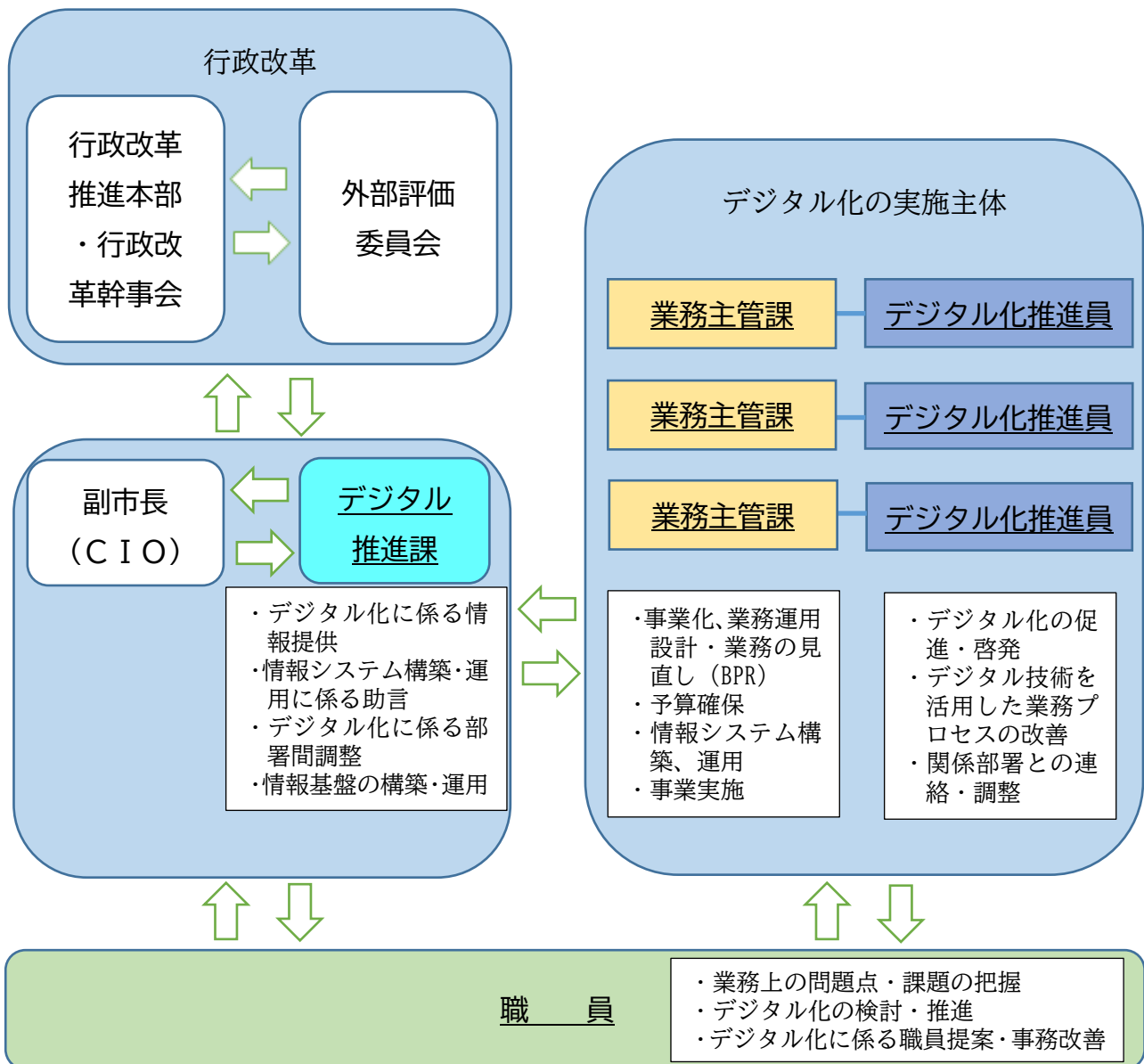
本市でも、デジタル化の観点から、セキュリティの確保や適合する業務の抽出など、テレワークの導入に向けた運用上の課題を整理するとともに、テレワークに対応できる業務環境の整備を検討していきます。

【テレワーク環境の整備検討の取組】

実施項目	年度				実施主体
	R4	R5	R6	R7	
テレワーク環境の調査・検討	▶				デジタル推進課 職員課 業務主管課
テレワークの活用・検証			▶		

4 推進体制

行政情報デジタル化の実施主体である各業務主管課を支援するため、副市長（CIO）をトップとした全庁的・横断的な推進体制とします。推進に当たっては、朝霞市行政改革推進実施計画の取組として、デジタル化の推進が定められていることから、適宜、行政改革推進本部・幹事会に報告等を行い、第三者機関である外部評価委員会に意見を求めます。



(1) 業務主管課

各業務主管課は、デジタル化の実施主体として施策を推進し、次の役割を担います。

- ・事業化、業務運用設計・業務の見直し（BPR）
- ・予算確保
- ・情報システムの構築、運用
- ・事業実施 など

(2) デジタル化推進員

デジタル化推進員は、各業務主管課において中心となって業務を遂行している係長級の職員を選任し、行政情報のデジタル化推進を牽引する中核的な存在として、次の役割を担います。

- ・デジタル化の促進・啓発
- ・デジタル技術を活用した業務プロセスの改善
- ・関係部署との連絡・調整 など

(3) デジタル推進課

デジタル推進課は、行政情報デジタル化のコーディネータ役として、次の必要な支援を行います。

- ・デジタル化に係る情報提供
- ・情報システム構築・運用に係る助言
- ・デジタル化に係る部署間調整
- ・情報基盤の構築・運用 など

(4) 職員

職員は、次の役割を担います。一人ひとりがデジタル化推進の担い手であることを意識し、市民の目線で、デジタル技術を活用した持続可能なサービスを追求します。

- ・業務上の問題点・課題の把握
- ・デジタル化の検討・推進
- ・デジタル化に係る職員提案・事務改善 など

【用語集】

用語	解説
A I	Artificial Intelligence の略。人工知能。知的な機械、特に、知的なコンピュータプログラムを作る科学と技術。
A I - O C R	O C R（光学文字認識）に A I（人工知能）を加えて、手書きの書類や帳票を読み取り、デジタル化する技術。
B P R	Business Process Re-engineering の略。業務の見直し。業務の本来の目的に向かって、既存の組織や制度を抜本的に見直し、プロセスの視点から、職務、業務フロー、管理機構、情報システム等を再構築すること。
C I O	Chief Information Officer の略。最高情報統括責任者。本市では、副市長とし、情報化施策に関する総合的な推進に関する指導及び助言を行う権限及び責任を有する。
G I S	Geographic Information Systems の略。地理情報システム。地理情報をデジタル情報化し、様々な地理的位置や空間に関する情報を持った自然、社会、経済等に関するデータ等を統合したもの。
R P A	Robotic Process Automation の略。人が行う定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットが代替して自動化するもの。
オンライン化	パソコンやスマートフォンなどの電子機器をインターネットに接続した状態にすること。
外部評価委員会	市の総合計画、行政改革等の推進に関し、必要な事項についての調査・審議等を行う第三者機関。市議会議員、知識経験者、関係団体から推薦された者、公募委員等で構成する。
ガバメントクラウド	政府の情報システムについて、共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービスの利用環境であり、地方自治体も活用できるように計画されている。
キャッシュレス決済	クレジットカードや電子マネー、口座振替を利用して、紙幣・硬貨といった現金を使わずに支払いや受け取りを行う決済方法。
行政改革幹事会	各部署を代表する職員で構成する組織。行政改革に関する調査、研究等を行う。
行政改革推進本部	市長を本部長とし、副市長、教育長及び部長級職員で構成する組織。行政改革に関する重要事項の決定等を行う。

用語	解説
自治体情報システムの標準化・共通化	「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、自治体の基幹系情報システムや業務システムを、国が定める標準仕様に準拠したシステムへ移行すること。
デジタルデバイド	インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者の間に生じる格差。
テレワーク	通信ネットワーク及びICT機器を活用して、場所と時間を有効に活用できる柔軟な働き方で、職員が所属する組織の所在場所（オフィス）から離れたところにおいて業務に従事すること。具体的には、自宅に居ながら仕事をする「在宅勤務」、本社から離れた近郊の事務所に出勤して仕事をする「サテライトオフィス勤務」、携帯情報端末を利用して移動先でも仕事をする「モバイルワーク」の3つの形態がある。
電子決裁	紙の書類ではなく、電子文書により決裁処理を行う方法。
ぴったりサービス	マイナポータルを活用した子育て・介護をはじめとする様々な分野の手続のオンライン申請実現に活用できるシステム。
マイナポータル	政府が運営するオンラインサービス。自宅のパソコンやスマートフォンなどから、子育てや介護をはじめとする行政手続のオンライン申請のほか、行政機関等からのお知らせの確認ができる。
マイナンバーカード	プラスチック製のICチップ付きカードで、券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー（個人番号）と本人の顔写真等が表示され、本人確認のための身分証明書として利用できるほか、電子証明書を利用した電子申請等のサービスにも利用できる。